

入院時食事療養標準負担額の変更のお知らせ

厚生労働省の入院時食事療養費改定に伴い、令和7年4月1日より入院中の食事代が変更となります。

		改定前		改定後
区分		患者負担額(1食当たり)		
住民税課税世帯(一般)		490円	→	510円
住民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	・90日までの入院	230円	→	240円
	・90日を超える入院	180円	→	190円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)		110円	→	110円

※指定難病患者は1食280円→300円になります。

皆様のご理解、ご協力お願いいたします。

病院長 江田 泉